

事務局の取組み

トラック輸送における取引環境・
労働時間改善千葉県協議会 事務局

荷主への対応

令和4年3月、燃料サーチャージの導入や標準的な運賃の設定について荷主の理解と協力を求めるため、関東運輸局、各都県労働局、関東経済産業局の連名による文書を作成。各都県トラック協会を通じて、令和4年5月に荷主へ文書を送付（約8,600者）。

運送委託者の方へお知らせ

燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？

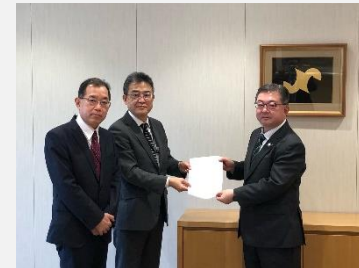
燃料費・人件費の上昇分は、運賃に反映されず、別途追加料金として請求される場合があります。

標準的な運賃・料金の取扱いを徹底していただきます。

国内航路の92%がトラック運賃は標準的な取扱いです。

荷主団体への対応

令和4年11月、関東経済産業局との連名により、関東商工会議所連合会に対し、トラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮したうえで、十分に協議を行っていただくよう、傘下会員等への周知を依頼。

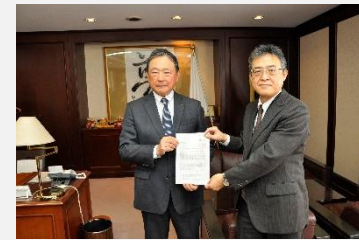


トラック事業者の取引環境適正化に向けた取組の取組

令和4年11月1日、関東運輸局、関東経済産業局との連名により、関東商工会議所連合会に対し、トラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮したうえで、十分に協議を行っていただくよう、傘下会員等への周知を依頼しました。

トラック事業者団体への対応

令和4年12月、関東トラック協会あてに、トラック事業者と荷主が協議の上、適正な運賃による契約を締結することが取引環境の適正化のために不可欠との認識のもと、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう傘下会員への周知を依頼。



トラック事業者の取引環境適正化に向けた取組の取組

令和4年12月、関東運輸局、関東経済産業局との連名により、関東トラック協会あてに、トラック事業者と荷主が協議の上、適正な運賃による契約を締結することが取引環境の適正化のために不可欠との認識のもと、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう傘下会員への周知を依頼しました。

トラック事業の取引環境適正化に向けた千葉運輸支局の取組み

令和5年1月、千葉運輸支局においても、（一社）千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、（一社）千葉県経営者協会に対し、トラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮したうえで、十分に協議を行っていただくよう、傘下会員等への周知を依頼。

千 葉 輸 送 第 8 6 1 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

一般社団法人 千葉県商工会議所連合会
会長 佐久間 英利 殿

千 葉 輸 送 第 8 6 1 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

千葉県商工会連合会
会長 秦 重悦 殿

千 葉 輸 送 第 8 6 1 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

千葉県運輸支局長
小松 和則

千 葉 輸 送 第 8 6 1 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

千葉県運輸支局長
小松 和則

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みのご理解・ご協力をお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
トラック事業は、国民のくらしと経済活動を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えております。
特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。
最近の動きとして、関東運輸局では、令和4年12月9日付けで、関東トラック協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを進めることが不可欠であるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したところであります。
引き続き、当支局としましては、トラック事業者に対しての働きかけを積極的に行っていく所存でございますが、貴会におきましては、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力をお願いいたします。

記

トラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

千 葉 輸 送 第 8 6 1 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

一般社団法人 千葉県経営者協会
会長 三枝 紀生 殿

千 葉 輸 送 第 8 6 1 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

千葉県運輸支局長
小松 和則

千 葉 輸 送 第 8 6 1 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

千葉県運輸支局長
小松 和則

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みのご理解・ご協力をお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
トラック事業は、国民のくらしと経済活動を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えております。
特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。
最近の動きとして、関東運輸局では、令和4年12月9日付けで、関東トラック協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを進めることが不可欠であるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したところであります。
引き続き、当支局としましては、トラック事業者に対しての働きかけを積極的に行っていく所存でございますが、貴会におきましては、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力をお願いいたします。

記

トラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

千 葉 輸 送 第 8 6 1 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

千葉県中小企業団体中央会
会長 平 栄三 殿

千 葉 輸 送 第 8 6 1 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

千葉県運輸支局長
小松 和則

千 葉 輸 送 第 8 6 1 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

千葉県運輸支局長
小松 和則

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みのご理解・ご協力をお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
トラック事業は、国民のくらしと経済活動を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えております。
特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。
最近の動きとして、関東運輸局では、令和4年12月9日付けで、関東トラック協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを進めることが不可欠であるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したところであります。
引き続き、当支局としましては、トラック事業者に対しての働きかけを積極的に行っていく所存でございますが、貴会におきましては、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力をお願いいたします。

記

トラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

千 葉 輸 送 第 8 6 1 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

千葉県運輸支局長
小松 和則

千 葉 輸 送 第 8 6 1 号
令 和 5 年 1 月 1 6 日

千葉県運輸支局長
小松 和則

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みのご理解・ご協力をお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
トラック事業は、国民のくらしと経済活動を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えております。
特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。
最近の動きとして、関東運輸局では、令和4年12月9日付けで、関東トラック協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを進めることが不可欠であるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したところであります。
引き続き、当支局としましては、トラック事業者に対しての働きかけを積極的に行っていく所存でございますが、貴会におきましては、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力をお願いいたします。

記

トラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

トラック事業の取引環境適正化に向けた千葉運輸支局の取組み

各団体において、傘下会員へメールや団体HPなどを活用し周知を図っていただいたところですが、千葉県中小企業団体中央会から、団体機関誌「中小企業ちば」3月号への掲載も追加でご提案いただき準備中。（紙媒体での周知ということで、QRコードを貼り付け情報を取得しやすく工夫）



中小企業組合の設立・運営
 中小企業の経営革新等をサポートします。
 千葉県中央会は、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律により中小企業組合として構成される特別法法人です。
 県下の中小企業の経営刷新を促すため、県内唯一の組合等連携組織の専門支援
 中小企業組合の設立から運営の支援、中小企業の経営等に係る幅広いご相談に

連携・組織化、起業・創業をお考えの皆さまへ

組合の設立

協同組合・企業組合ほか、組合設立の伴走サポート展開中

組合の

組合

各種書式のダウンロード、助成事業、活性

組合員企業、県内の中小企業・小規模事業者の皆さまへ

中小企業の経営

ご利用いただける事業や、公的支援、経営革新等のご案内

中小企業組

ものづく

公募要領や採に関するお知

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
 2022.12.06
 令和4年12月以降の小学校等児童等対応施設等・支援策の案内について
 2022.12.02
 令和4年12月以降の県立図書館利用の案内について

2022.12.02	イベント開催における必要感染防止策の取組について	千葉県商工労働経済政策課
2022.11.06	令和4年12月以降の県立図書館利用の案内について	
中央会からのお知らせ		一般へ
2023.01.06	「中小企業ちば」令和4年1月号を掲載しました	千葉県中小企業団体中央会
2022.12.21	第2回行政企業家対話特別委員会開催のお知らせ	千葉県中小企業団体中央会
2023.12.07	「中小企業ちば」令和4年12月号を掲載しました	千葉県中小企業団体中央会
2022.11.28	本会事務局の新型コロナウイルス感染症への感染対策について	千葉県中小企業団体中央会
関係機関からのお知らせ		一般へ
2023.01.24	ちばの年干し施設支援事業「地域連携を活用したオリジナル商品販売ワークショップ」(2/10、2/24)のご案内	千葉県商工労働経済政策課
2023.01.23	トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みのご理解・ご協力をお願いについて	関東運輸局 千葉運輸支局
2022.01.16	令和4年度中小企業協同組合センター「発祥・創設」のお知らせ	公益財団法人千葉県産業振興センター
2023.01.13	交通費に準じた取組の推進について	

活性化情報誌
「中小企業ちば」
MAGAZINE

令和4年度
ふさの国商い未来塾
塾生募集中

組合の“今”がわかる
チャレンジ組合ちば

様式ダウンロード
Download

※千葉県中小企業団体中央会HP



Contents [Index]

- P3 活動予定
中央会の主な事業等活
- P4 特集 ～経営のヒント～
事業承継を促すために
- P6 全国先進組合事例
W17Hコロナを生き残
- P7 組合Q&A/組合士
組合規程の決定機関
- P8 景況
情報連絡員報告を中心
- P10 中央会だより
千葉県内商工3団体、
- P11 インフォメーション
緊急雇用安定助成金は
インボイス制度、支援
中小企業、小規模事業
インボイス制度の広報



※機関誌掲載イメージ

千葉県運輸支局 第861号
令和5年1月16日

千葉県中小企業団体中央会
会長 平 栄三 殿

千葉県運輸支局長
小松 和明

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みの
ご理解・ご協力をお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 トラック事業は、国民の暮らしと経済活動を支えるために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、昨今の燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しているなか、持続可能な物流の実現のためには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要であると考えております。
 特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、国土交通大臣が令和2年4月に、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、「標準的な運賃」を告示いたしました。
 最近の動きとして、関東運輸局では、令和4年12月9日付けで、関東トラック協会に対し、物流業界が直面している諸課題の解決に向けた取組みを進めることが不可欠であるとの考えに立つとともに、各トラック事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析したうえで、荷主との運賃交渉に臨むよう改めて要請したところで、引き続き、当支局としましては、トラック事業者に対しての働きかけを積極的に行っていく所存でございますので、貴会におきましては、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

(参考)
 ※ 関東運輸局HP トラック輸送の取引環境改善に向けた取組み
 ※ リーフレット トラック輸送の「標準的な運賃」

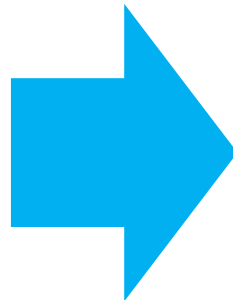
【参考】標準的な運賃に係る届出数

千葉県内に主たる事務所を有する事業者：2196者

※霊きゅう自動車のみを使用する事業者を除く

標準的な運賃に係る届出を行った事業者：634者

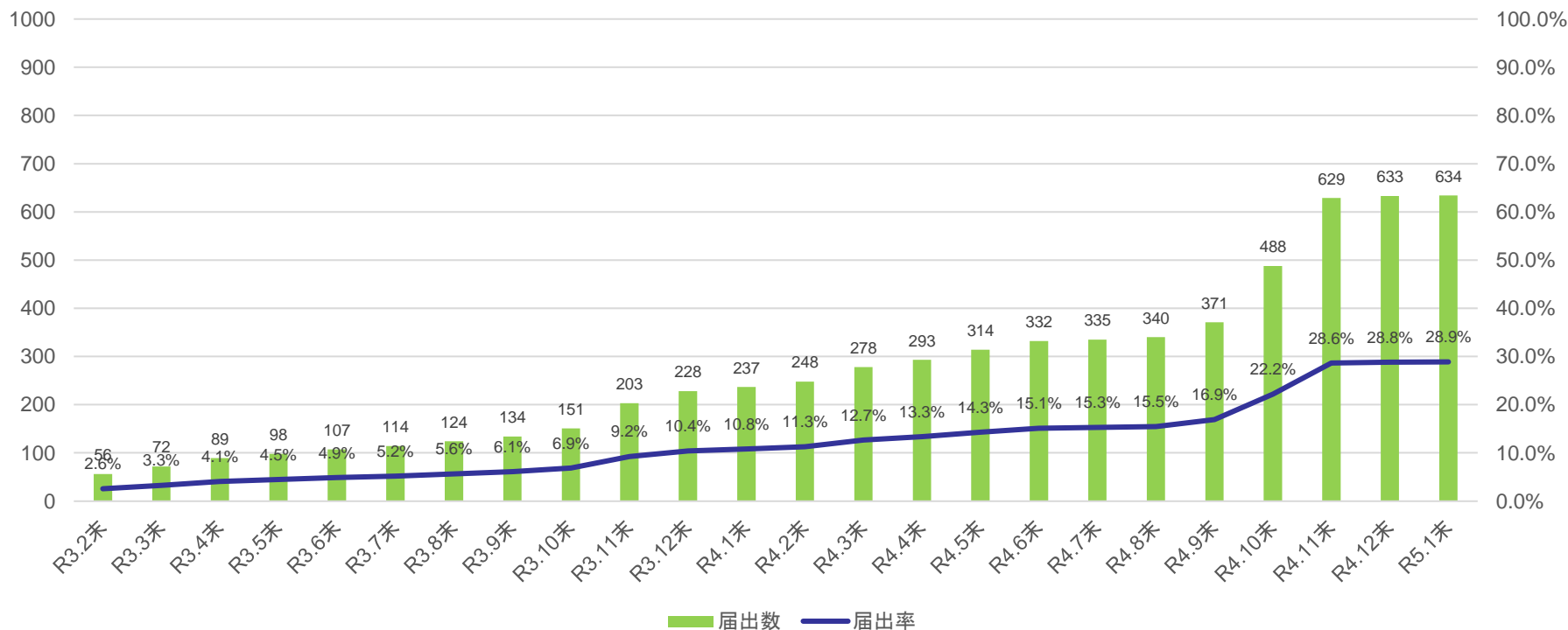
※千葉運輸支局管轄事業者に限る(令和5年1月31日現在)



令和5年1月末の届出率 約29%程度

第11回協議会時点(1%)及び第12回協議会
時点(11%)と比較すると浸透が進んでいるが、
更なる周知が重要

千葉運輸支局管内の推移(標準的な運賃:届出数・届出率)



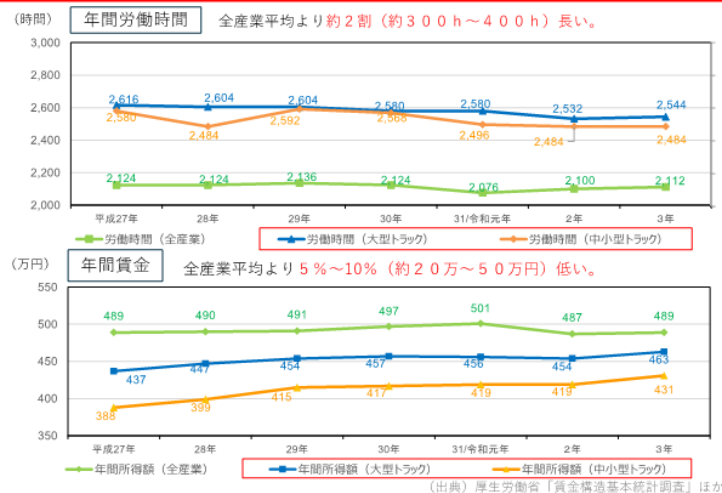
「標準的な運賃」告示制度の周知

「標準的な運賃」告示制度の周知を更に進めるため、今後、以下のリーフレットを配布予定。(資料3-2、3-3)

「標準的な運賃」告示制度について

関東運輸局では、「標準的な運賃」を実勢運賃に反映させていくことが重要だと考え、運送事業者と荷主が公平な立場で運賃交渉に臨むことができるよう、「標準的な運賃」告示制度の普及を進めています

トラック事業の働き方をめぐる現状



「標準的な運賃」告示制度

「標準的な運賃」は、トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック事業がその機能を**持続的に維持しながら法令を遵守して事業を経営する際の参考となる運賃**を示すため、令和2年4月24日付けで国土交通大臣が告示したものです。

「標準的な運賃」告示制度の導入

- 背景 荷主への交渉力が弱い等
- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
 - 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

期待される効果 標準的な運賃により、事業継続に必要なコストに見合った対価を収受

- 労働環境の改善
- 賃金水準の引き上げ
- 法令遵守の徹底

2024年問題への対応 持続的なトラック輸送の確保

「標準的な運賃」の概要

運賃表の種類	距離制運賃	時間制運賃						
地域	地方運輸局等のブロック(10ブロック単位)							
車種	バン型の車両で設定(海上コンテナ輸送、セメントパルク車等は割増率を設定) ※その他の車両も事業者独自に割増率を設定することが可能です。							
車種								
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定							
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算							
料金や実費	<table border="1"> <tr> <td>料金(待機時間料、積込・取卸料、付帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サチャージ等)については標準的な運賃に含まれていないため、別途収受することとされています。</td> <td>運賃(運送の役務の対価)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>+</td> </tr> <tr> <td></td> <td>料金(積込、取卸料、付帯業務料) 実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)</td> </tr> </table>		料金(待機時間料、積込・取卸料、付帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サチャージ等)については 標準的な運賃に含まれていない ため、別途収受することとされています。	運賃(運送の役務の対価)		+		料金(積込、取卸料、付帯業務料) 実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)
料金(待機時間料、積込・取卸料、付帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サチャージ等)については 標準的な運賃に含まれていない ため、別途収受することとされています。	運賃(運送の役務の対価)							
	+							
	料金(積込、取卸料、付帯業務料) 実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)							
運賃・料金の適用ルール	<p>運賃・料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック事業者が「運賃料金適用方」として定めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>割増</td> <td>特殊車両、休日・深夜・早朝、品目別、特大型、悪路、冬期、地区割増</td> </tr> <tr> <td>割引</td> <td>長期契約、往復割引</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、付帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)</td> </tr> </table> <p>➡ 取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定</p>		割増	特殊車両、休日・深夜・早朝、品目別、特大型、悪路、冬期、地区割増	割引	長期契約、往復割引	その他	割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、付帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)
割増	特殊車両、休日・深夜・早朝、品目別、特大型、悪路、冬期、地区割増							
割引	長期契約、往復割引							
その他	割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、付帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)							

持続可能な物流の実現に向け「標準的な運賃」告示制度のご理解とご協力をお願いします!

(問い合わせ先) 関東運輸局自動車交通部貨物課 045-211-7248

詳細はこちら ➡

関東運輸局 取引環境

検索

働き方改革関連法案対応に向けた取組

- ①「働き方改革関連法対応セミナー」を令和4年12月に開催
- ②トラック業界に精通した社会保険労務士による相談窓口の開設準備（令和5年度開設予定）
- ③位置情報を活用した荷主向けWeb広告の検討（300地点を予定）※別紙参照



人材確保に向けた取組

- ①「人材確保セミナー」を令和4年11月に開催
- ②「働きやすい職場認証セミナー」を令和4年6月、7月に開催
- ③人材確保広告費用に対する助成制度新設
- ④協会求人サイトの構築（令和4年11月運用開始）
- ⑤「企業説明・トラック運転体験会」を令和5年2月に開催



標準的な運賃・料金の促進

- ①協会16支部ごとに「標準的な運賃制度」の説明会を開催し、周知浸透を図った
- ②「標準的な運賃活用セミナー」を令和4年11月に開催

千葉県トラック協会の取組

A・P・Pの特徴②

蓄積された**位置情報(GPS)の行動履歴**を利用し、**特定のターゲット**へ広告配信が可能



● 方法

- 1 ご希望の施設や建物などの場所を指定します。(ピン刺し)
そこを起点に半径を設定します。(半径10m以上)
- 2 蓄積されたGPS情報により、その囲んだエリアに過去訪れたことがある人にスマホ広告が配信されます。

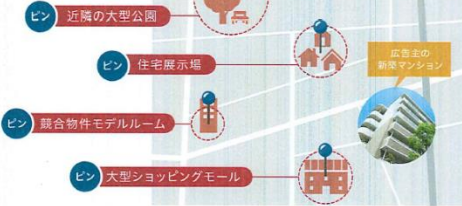
EX マンションディベロッパー様の場合

ターゲット像

- マンション近隣のエリアで住まいを探している人
- 小さな子供がいる家族



1 ピン刺し



2 広告配信

ピンを立てたエリアに過去行ったことがある人(=ターゲット)に広告が配信されます



A・P・P 出稿イメージ

1

バナー等の広告素材をご準備ください。
(弊社での制作も承ります。)



2

設定するリンク先(HPやLP等)をご指定ください。

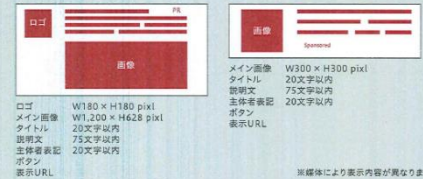


広告種類

- **バナー(静止画・動画)** 形式: JPEG/PNG/GIF 容量: 200KB以下



- **ネイティブ(静止画)**



※媒体により表示内容が異なります。

■ **ネイティブ(動画)や全面動画広告もご準備しています。**

※詳細は、入稿時をご確認ください。

・自動車運転の業務への上限規制の適用について

※令和6年4月1日から自動車運転の業務にも時間外労働の上限規制が適用されます。(資料3-4)

・改善基準告示の改正について

※令和6年4月1日からトラック運転者の改善基準告示が改正されます。(資料3-5)

・労働基準監督署による荷主等への要請について

※労働基準監督署による荷主等への要請について(資料3-6)

※荷主・元請運送事業者の皆さまへ STOP! 長時間の荷待ち(資料3-7)

※「荷主特別対策チーム」の編成について(資料3-8)

・荷主と運送事業者のためのトラック運転者の 長時間労働改善特別相談センター

※トラック運転者の労働時間削減に向けた労務管理・取引環境改善のため、荷主や運送事業者からの相談に特化した相談窓口を設置(令和4年8月1日~)(資料3-9)

・自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

※自動車運転者の長時間労働改善に向けたさまざまな情報を掲載(資料3-10)

・時間外労働の割増賃金率の引き上げ

※令和5年4月から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。(資料3-11)

・長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導

※令和3年度監督指導結果(資料3-12)

・「しわ寄せ」防止に向けた取組

※「しわ寄せ」防止キャンペーン(資料3-13)

・賃金引上げに向けた取組について

※賃金引上げ特設ページ(資料3-14)

※各種支援施策(資料3-15)